

子ども・子育て支援事業計画 「量の見込み」の算出について (検討資料)

【基本的な考え方と検討の視点】

ニーズ量は、計画期間(令和7～11年度)の児童数推計値に基づき、各事業の潜在需要(利用意向)を踏まえて見込みます。

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量は、このアンケート調査結果を基礎データとして、国の「量の見込みの算出等のための手引き」の中で算出方法が示されており、本市では、その手引きに準じて算出します。

しかし、算出されるニーズ量は希望する事業は、すべてニーズ量に計上されるためニーズ量が大きくなりやすいなどの特徴があるため、自治体の過去の利用実績、地域特性や施設整備等の状況に応じた自治体の独自設定も認められています。

そのため、ニーズ量の見込みを以下の視点から検討する必要があります。

○過去の利用状況と比較して多過ぎる、あるいは少な過ぎる見込みになっていないか。

○確保方策の検討に 当たり留意すべき視点はるか。

以上のことを考慮し、量の見込みと確保方策を設定します。

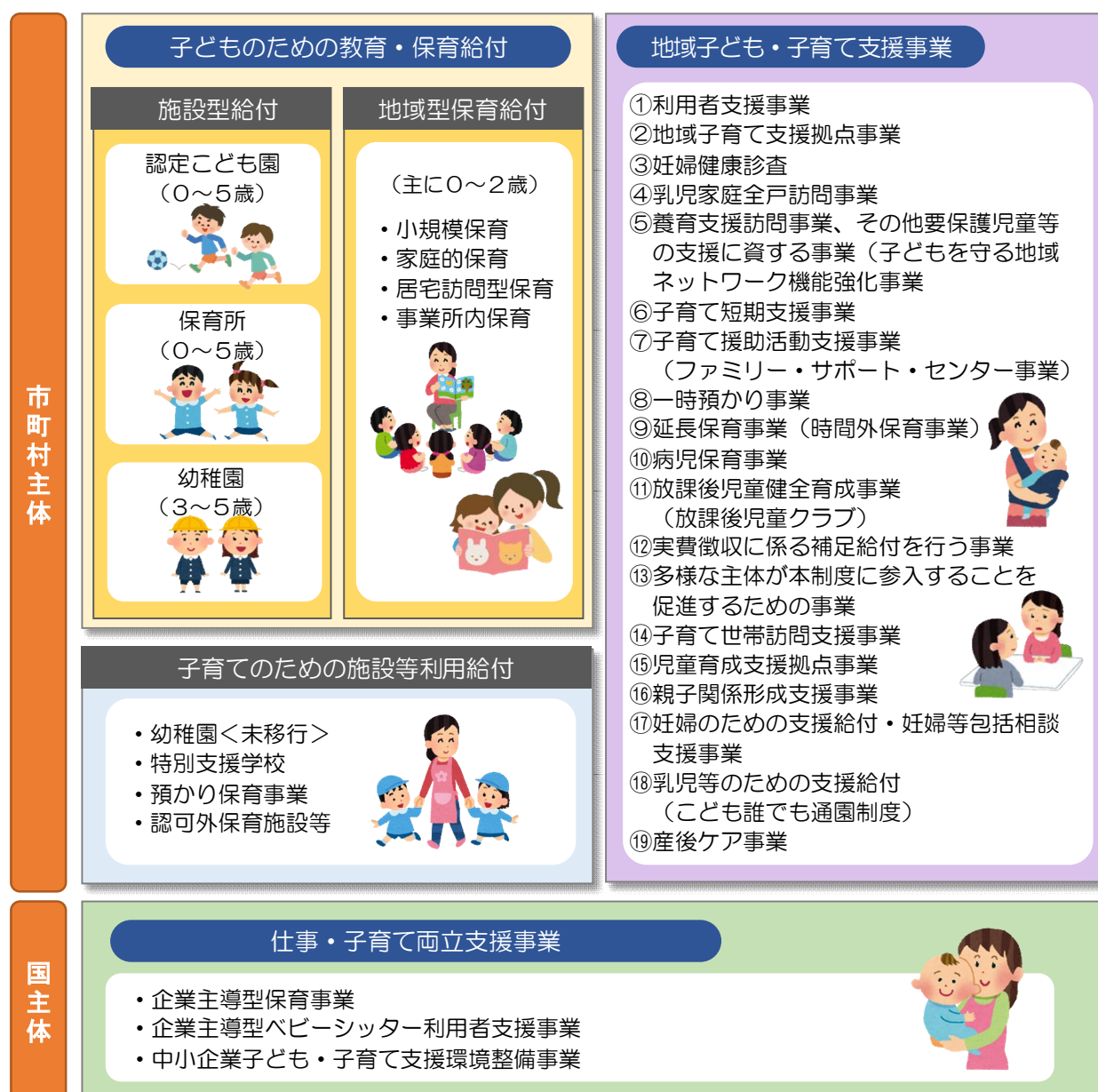
「量の見込み」の算出について

1 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。本章では、これらの事業計画について示します。

行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



(1) 量の見込みの推計と確保方策の設定の流れ

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは、以下のとおりです。

各サービスのニーズ量の算定に当たっては、国の手引きによる利用意向を基本としながらも、第2期計画における実績や本市におけるサービスの提供状況を勘案しながら量の見込みを算出します。

■量の見込みと確保方策の設定



※1 将来の児童数: 令和7年から令和11年までの本計画の対象となる推計児童数。

※2 量の見込み: 本市で実施したアンケート調査や本市の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

※3 確保方策: 量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

(2)教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。本市の教育・保育提供区域の設定にあたっては、市の変遷や地理的条件、教育・保育施設の整備状況等を踏まえて、幼児期の教育・保育(子どものための教育・保育給付)のうち、2号認定及び3号認定並びに地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業については、「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域を設定します。

その他の事業については、市全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めます。

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等			教育・保育提供区域	
子どものための教育・保育給付	1号認定	3～5歳	市全体を1つの区域	
	2号認定	3～5歳	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域	
	3号認定	0歳、1歳、2歳		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	子ども、保護者、妊婦	市全体を1つの区域	
	地域子育て支援拠点事業	0～5歳 保護者		
	妊婦健康診査	妊婦		
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など		
	養育支援訪問事業	子ども、保護者、妊婦		
	その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)			
	子育て短期支援事業	子ども		
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 小学1～3年生		
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳		
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳		
	病児保育事業	0～5歳、 小学1～3年生		
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～6年生	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域	
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等		市全体を1つの区域
	児童育成支援拠点事業	主に学齢期の児童及びその保護者		
	親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等		
	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊婦		
	乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども		
	産後ケア事業	出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とする方		

(3) ニーズ調査結果を活用した家庭類型の算出

ニーズ調査結果より、①保護者の配偶状況(ひとり親かどうか)、②就労状況(夫婦の働き方の組み合わせ)によって、タイプAからタイプFまでの8パターンの“現在”家庭類型を算出します。

さらに、母親について、無職だがフルタイムまたはパートタイムで就労したい、現在のパートタイムからフルタイムへ移行したい、などの意向により、近い将来の“潜在”家庭類型を算出します。

タイプ	就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月 120 時間以上+下限時間※~120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間※~120 時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月 120 時間以上+下限時間※~120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間※~120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

※下限時間＝各自治体において 48 時間～64 時間の間で設定する「保育の必要性」の認定区分に関する保護者の月間就労時間。

●父親・母親の就労形態によるタイプの分類図

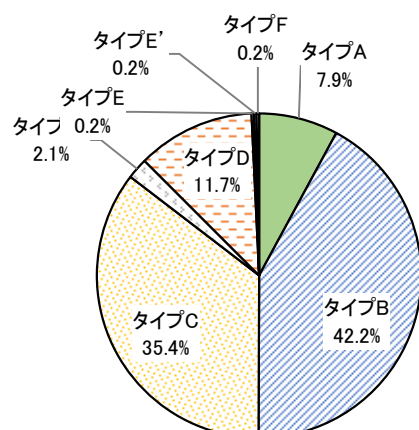
父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
					120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD	
	120時間未満 下限時間以上							
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF	

※枠内の「タイプ B」、「タイプ C」、「タイプ E」、さらに、ひとり家庭の「タイプ A」が2号認定(3歳以上)、3号認定(3歳未満)に分類されます。

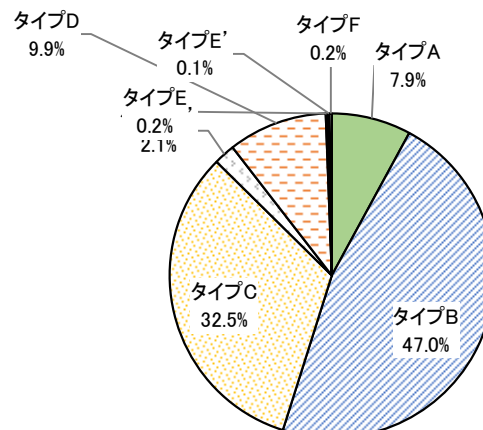
※それ以外は1号認定となります(3歳以上のみ。)

■0歳～就学前家庭の家庭類型(令和6年調査)

○現在の家庭類型(0歳～就学前家庭)

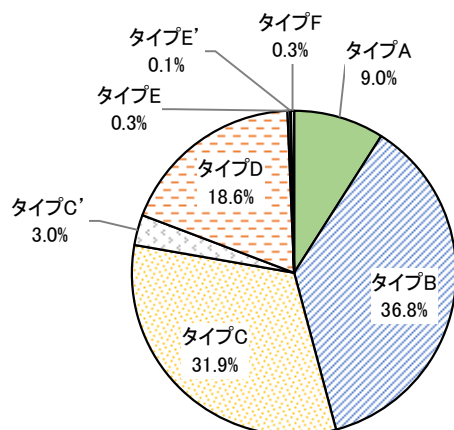


○潜在的な家庭類型(0歳～就学前家庭)

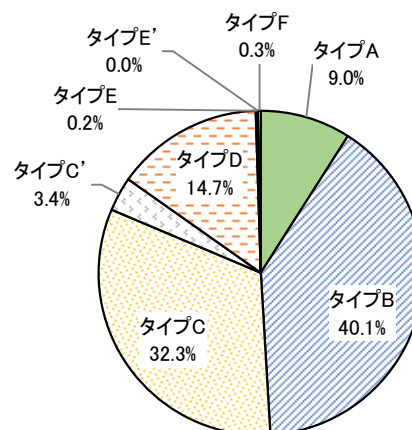


■参考:0歳～就学前家庭の家庭類型(平成30年調査)

○現在の家庭類型(0歳～就学前家庭)



○潜在的な家庭類型(0歳～就学前家庭)



(4)量の見込みの算出にあたっての考え方について

量の見込みの算出にあたっては、国の手引きにおいて、ニーズ調査結果を用いた算出方法が示されているとともに、算出された量の見込みに対する様々な要因を考慮した場合の補正及び自治体が独自に算出することを認めています。

国の手引きにニーズ調査結果を用いた算出方法が示されている事業については、手引きにおける算出を原則としながらも、国の手引きの算出方法では、希望する事業がすべてニーズ量に算出されるためにニーズ量が大きくなりやすい等の問題のために、計算されたニーズ量が実態と乖離している場合があります(特に、地域子ども・子育て支援事業において算出されるニーズ量)。

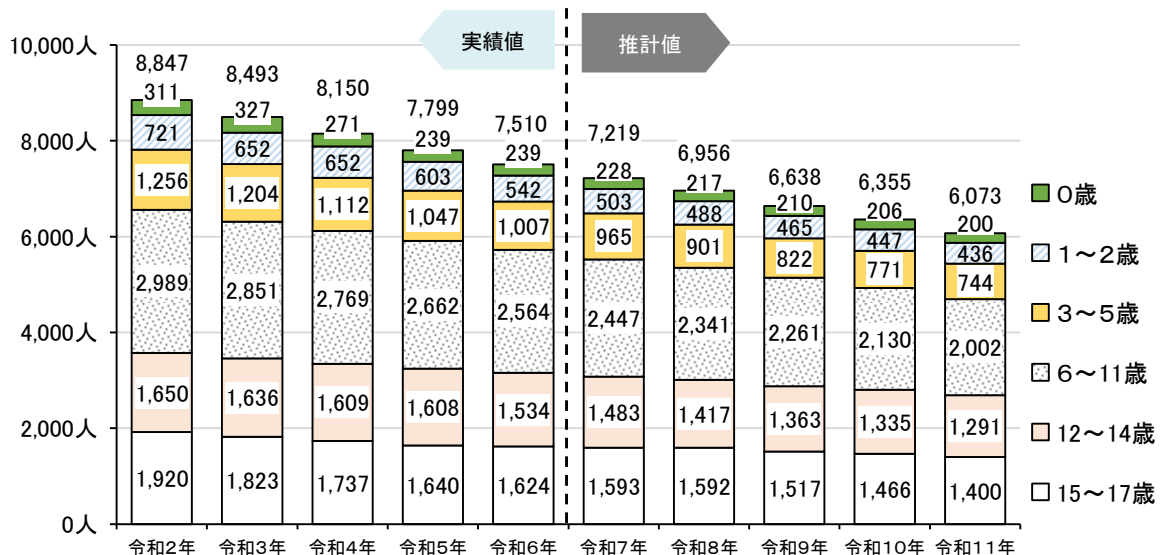
過去の事業実績などから勘案し、量の見込みが実態に即さないものについては、量の見込みに対する補正を行う、利用実績等から量の見込みを推計する等の方法を事業ごとに設定するものとします。

(4) 将来の児童数の推計について

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いてコーホート変化率法により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

18歳未満の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和6年の7,510人から令和11年には6,073人となり、1,437人の減少が見込まれます。

■ 将来の児童数の推計



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※コーホート変化率法:各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○ 児童人口の推計(量の見込みの対象となる児童数)

【市全体】

(単位:人)

区分	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	239	228	217	210	206	200
1～2歳	542	503	488	465	447	436
3～5歳	1,007	965	901	822	771	744
6～11歳	2,564	2,447	2,341	2,261	2,130	2,002
12～14歳	1,534	1,483	1,417	1,363	1,335	1,291
15～17歳	1,624	1,593	1,592	1,517	1,466	1,400
合計	7,510	7,219	6,956	6,638	6,355	6,073

※実績は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数

1—1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育(子どものための教育・保育給付)について「量の見込み」と「確保方策(提供体制の確保の内容)」を設定します。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

	計画年度	
	令和7年度	令和8年度
量の見込み： 将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示	149	141
確保方策： 現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類毎の提供可能な量（供給量）を表示	250	250
特定教育・ 保育施設 私学助成を 受ける幼稚園	150	150
	100	100
	101	109
確保方策から量の見込みを引いて算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）		

(1)認定こども園及び幼稚園(1号認定)

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設(幼稚園・こども園)」、「私学助成を受ける幼稚園)」の2種類となります。

【現状】

本市では、認定こども園7か所において実施しています。

また、私立幼稚園2か所において、私学助成により幼児教育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	197	183	165	161	
確保方策	323	343	343	270	
特定教育・ 保育施設	173	193	193	120	
私学助成を 受ける幼稚園	150	150	150	150	
過不足	126	160	178	109	

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の幼稚園等により必要な量の見込みは確保できる見込みです。

幼児教育の希望が強い2号認定については、特例施設型給付により標準時間の教育を提供することとし、そのために必要な事業量は市内の幼稚園等により確保できる見込みです。さらに、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定 員総数)	148	138	127	119	115
確保方策	250	250	250	230	230
特定教育・ 保育施設	150	150	150	130	130
私学助成を 受ける幼稚園	100	100	100	100	100
過不足	101	109	120	107	110

(2)認定こども園及び認可保育所、認可外保育施設(2号認定)

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳以上の子どもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設(保育所(園)・認定こども園)」、「認可外保育施設(新制度に移行せず、現行制度で運営)」の2事業があります。

【現状】

本市では、認可保育所11か所、認定こども園7か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	1,030	1,001	925	890	
確保方策	1,121	1,099	1,067	985	
特定教育・ 保育施設	1,121	1,099	1,067	985	
認可外 保育施設	0	0	0	0	
過不足	91	98	142	95	

【量の見込みと確保方策】

市内保育所(園)の利用定員(県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員総数)	787	734	669	627	605
確保方策	900	900	900	900	900
特定教育・ 保育施設	900	900	900	900	900
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	112	164	228	270	292

○区域別の見込み

【佐原地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設 認可外 保育施設						
過不足						

【小見川地区】

(単位:人)

区分	見 込 み					
	令和					
量の見込み		調整中				
確保方策						
特定教育・ 保育施設 認可外 保育施設						
過不足						

【山田地区】

(単位:人)

区分	見 込 み					
	令和					
量の見込み		調整中				
確保方策						
特定教育・ 保育施設 認可外 保育施設						
過不足						

【栗源地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設 認可外 保育施設						
過不足						

(3)認定こども園及び認可保育所、特定地域型保育事業、認可外保育施設(3号認定)

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳未満の子どもの保育を行うものです。なお、「特定地域型保育事業」は、0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

【0歳児】**【現状】**

本市では、認可保育所11か所、認定こども園7か所、小規模保育所1か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	106	110	82	91	
確保方策	106	110	91	91	
特定教育・ 保育施設	101	105	86	86	
特定地域型 保育事業	5	5	5	5	
認可外 保育施設	0	0	0	0	
過不足	0	0	9	0	

【量の見込みと確保方策】

市内保育所(園)の利用定員(県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員総数)	70	66	64	63	61
確保方策	91	91	91	91	91
特定教育・ 保育施設	86	86	86	86	86
特定地域型 保育事業	5	5	5	5	5
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	15	19	21	23	25

○区域別の見込み(0歳)

【佐原地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

【小見川地区】

(単位:人)

区分	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					
特定教育・ 保育施設					
特定地域型 保育事業					
認可外 保育施設					
過不足					

調整中

【山田地区】

(単位:人)

区分	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					
特定教育・ 保育施設					
特定地域型 保育事業					
認可外 保育施設					
過不足					

【栗源地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

【1歳児】

【現状】

本市では、認可保育所11か所、認定こども園7か所、小規模保育所1か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	185	208	209	189	
確保方策	232	232	230	225	
特定教育・ 保育施設	225	225	223	218	
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	
認可外 保育施設	0	0	0	0	
過不足	47	24	21	36	

【量の見込みと確保方策】

市内保育所(園)の利用定員(県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員総数)	192	186	177	170	166
確保方策	207	207	207	207	207
特定教育・ 保育施設	200	200	200	200	200
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	7
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	15	21	30	37	41

○区域別の見込み(1歳)

【佐原地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

【小見川地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

調整中

【山田地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

【栗源地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

【2歳児】

【現状】

本市では、認可保育所11か所、認定こども園7か所、小規模保育所1か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	281	243	234	251	
確保方策	281	260	259	241	
特定教育・ 保育施設	274	253	252	234	
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	
認可外 保育施設	0	0	0	0	
過不足	0	17	25	10	

【量の見込みと確保方策】

市内保育所(園)の利用定員(県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員総数)	271	263	251	241	235
確保方策	285	285	285	285	285
特定教育・ 保育施設	278	278	278	278	278
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	7
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	14	22	34	44	50

○区域別の見込み(2歳)

【佐原地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

【小見川地区】

単位:人)

区分	見込み					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

調整中

【山田地区】

(単位:人)

区分	見込み					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

【栗源地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策						
特定教育・ 保育施設						
特定地域型 保育事業						
認可外 保育施設						
過不足						

1-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
①	利用者支援事業	子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業	子ども、保護者、妊婦
②	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0～5歳 保護者
③	妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業	子ども、保護者、妊婦
	その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業	
⑥	子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	子ども
⑦	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を希望する方(依頼会員)と、援助を行うことを希望する方(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳、 小学1～3年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業	3～5歳
		保育所(園)その他の場所での一時預かり事業	0～5歳
⑨	延長保育事業(時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業	0～5歳
⑩	病児保育事業	児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所(園)の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業	0～5歳、 小学1～3年生

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
⑪	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学1～6年生
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業	保護者
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者
⑭	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭(要支援児童、要保護児童のいる家庭)、妊産婦(特定妊婦等)、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
⑮	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。	主に学齢期の児童及びその保護者
⑯	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者(要支援児童、要保護児童の保護者)及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
⑰	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。	妊婦
⑱	乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども
⑲	産後ケア事業	産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています	出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とする方

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

主に行政窓口で行われる基本型の「子育て支援課」と保健師等が妊娠期から支援する母子保健型の「こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター)」の2か所で実施しています。

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
基本型	1	1	1	1	
特定型	0	0	0	0	
母子保健型※	1	1	1	1	

※令和6年度から母子保健型は、こども家庭センター型に変更

【量の見込みと確保方策】

妊娠期から子育て期における様々な相談や児童虐待への対応等を行うため、専門的な知識を有する職員体制を確保します。

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

市内9か所の保育所、認定こども園等において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

令和5年度から重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に位置付けられ、同事業の交流会等を通じ、地域子育て支援拠点同士などで情報共有や協力体制がとれるようになったため、継続して取り組んでいます。

また、利用人数は新型コロナウイルス感染症以前に戻ってきつつあります。

(単位:人/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	8,951	10,387	10,919	13,699	
実施か所数	8	8	8	9	9

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:人/年、か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	14,921	15,127	15,226	15,484	15,853
実施か所数	9	9	9	9	9

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査受診票14回分を交付しています。

(単位:人、回/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績 ※()は延べ 利用回数	308 (3,877 回)	289 (3,355 回)	242 (2,924 回)	261 (2,838 回)	(回)
確保方策					
実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目
実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、0歳児の将来推計結果を基に事業量を見込んでいます。定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促していきます。今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

(単位:人、回/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 ※()は延べ 利用回数	228 (3,192 回)	217 (3,038 回)	210 (2,940 回)	206 (2,884 回)	200 (2,800 回)
確保方策					
実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目
実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

市内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	331	267	250	242	
確保方策					
実施体制	9	9	9	9	
実施機関	市	市	市	市	市

※実施体制は、訪問に係る助産師・保健師・看護師の人数

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、0歳児の将来推計結果を基に事業量を見込んでいます。訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	228	217	210	206	200
確保方策					
実施体制	9	9	9	9	9
実施機関	市	市	市	市	市

(5)－①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる子ども、保護者及び妊婦に対し、市の関係課の保健師、家庭相談員が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

第2期計画において計画値よりも相談件数が増え、訪問件数が増加しているため、実施体制も強化して対応しました。

(単位:人)					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	66	71	109	101	
確保方策					
実施体制	8	8	8	8	
実施機関	市	市	市	市	市

※実施体制は、訪問に係る保健師・家庭相談員の人数

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め支援していきます。

(単位:人)					
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	119	119	119	119	119
確保方策					
実施体制	8	8	8	8	8
実施機関	市	市	市	市	市

(5)－②その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

【現状】

本市における要保護児童対策地域協議会では、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別支援会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。

(単位:回)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	52	29	46	33	
実務者会議	6	6	6	6	
個別支援会議	46	23	40	27	

【量の見込みと確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(単位:回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	36	36	36	36
実務者会議	6	6	6	6	6
個別支援会議	30	30	30	30	30

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業:ショートステイ事業)です。

【現状】

本市には、児童養護施設等が設置されていないため、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携し、対応しています。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	0	0	0	0	
確保方策(延べ)	40	40	40	40	

【量の見込みと確保方策】

本市には、児童養護施設等が設置されていないため、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携し、対応しています。また、千葉県内・県外の児童養護施設や母子生活支援施設等と短期入所に係る契約を締結し、広報やホームページ等で事業の推進を図ります。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	28	28	28	28	28
確保方策(延べ)	28	28	28	28	28

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

サービスの周知に取り組んだことで依頼会員の人数が伸びてきていますが、提供会員の人数が伸び悩んでいるため、マッチングが難しい状況です。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	0	0	0	0	
確保方策(延べ)	750	750	750	750	

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、依頼会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	48	50	54	57	59
確保方策(延べ)	100	100	100	100	100

(8)一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所(園)その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所(園)等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

【現状】

本市では、幼稚園2か所及び認定こども園7か所において、預かり保育を実施しています。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	6,372	8,952	10,691	10,297	
確保方策(延べ)	16,000	16,000	16,000	16,000	

【量の見込みと確保方策】

本市の幼稚園2か所及び認定こども園7か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	9,918	9,552	9,200	8,861	8,534
確保方策(延べ)	11,400	11,400	11,400	10,400	10,400

②保育所(園)その他の場所での一時預かり(トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

【現状】

本市では、保育所(園)5か所及び認定こども園5か所において、一時預かり事業を実施しています。

また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。なお、トワイライトステイ事業の利用実績はありません。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	698	1,373	1,036	1,305	
確保方策(延べ)	3,090	3,090	3,090	3,090	
一時預かり	2,300	2,300	2,300	2,300	
ファミリー・サポート・センター	750	750	750	750	
子育て短期支援事業	40	40	40	40	

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。市内の保育所(園)における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)による提供体制も確保します。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	1,314	1,324	1,333	1,342	1,352
確保方策(延べ)	2,428	2,428	2,428	2,428	2,428
一時預かり	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
ファミリー・サポート・センター	100	100	100	100	100
子育て短期支援事業	28	28	28	28	28

(9)延長保育事業(時間外保育事業)

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

本市では、保育所(園)11か所、認定こども園7か所及び小規模保育所1か所において、保育必要量(保育短時間・保育標準時間)の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合に、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	472	406	383	428	
確保方策	505	484	462	445	

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	441	454	468	483	497
確保方策	441	454	468	483	497

(10)病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所(園)の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

【現状】

令和元年11月から市内に所在する社会福祉法人が佐原地区に病後児保育施設を設置し、病気の回復期にある子どもを対象に病後児保育事業を実施しています。また、軽度な病気になった児童に対して、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)で預かりを実施しています。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	73	153	106	98	
確保方策(延べ)	1,050	1,050	1,050	1,050	
病児保育事業	300	300	300	300	
ファミリー・サポート・センター※	750	750	750	750	

※病児・緊急対応強化事業

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対して病後児保育又は子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センターの病児預かり)で受け入れ可能な人数を設定します。

また、公立保育所への保健師の配置や保育所(園)等への随時派遣を実施します。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	121	150	186	230	285
確保方策(延べ)	400	400	400	400	400
病児保育事業	300	300	300	300	300
ファミリー・サポート・センター	100	100	100	100	100

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では、放課後児童クラブ24か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

また、障害のある児童への対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	625	622	704	744	
1～3年生	511	508	559	571	
4～6年生	114	114	145	173	
確保方策	772	772	836	919	
1～3年生	572	572	605	664	
4～6年生	200	200	231	255	

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。また、障害のある児童への対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	813	807	820	816	800
1～3年生	591	569	557	561	557
4～6年生	227	244	250	259	259
確保方策	927	927	927	927	927
1～3年生	650	650	650	650	650
4～6年生	277	277	277	277	277

○区域別の見込み

【佐原地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
1～3年生						
4～6年生						
確保方策						
1～3年生						
4～6年生						

【小見川地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
1～3年生						
4～6年生						
確保方策						
1～3年生						
4～6年生						

【山田地区】

(単位:人)

区分	調整中						
						令和10年度	令和11年度
量の見込み							
1～3年生							
4～6年生							
確保方策							
1～3年生							
4～6年生							

【栗源地区】

(単位:人)

区分	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
1～3年生						
4～6年生						
確保方策						
1～3年生						
4～6年生						

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14)子育て世帯訪問支援事業 新規

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭(要支援児童、要保護児童のいる家庭)、妊産婦(特定妊婦等)、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズ注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	調整中				
確保方策					

(15)児童育成支援拠点事業 新規

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズ注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	調整中				
確保方策					

(16)親子関係形成支援事業 新規

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者(要支援児童、要保護児童の保護者)及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	調整中				
確保方策					

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズ注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。

(17)妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

【取り組み内容】

「妊婦のための支援給付」では、妊娠の届出をした妊婦に5万円を支給し、その後(出産後)に、妊娠している子ども(流産・死産等も含む)1人につき5万円を支給します。また、給付を行うに当たっては、「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組み合わせで行います。

また、「妊婦等包括相談支援事業」では、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供、相談等の伴走型相談支援を行うこととされていることから、乳児家庭全戸訪問事業などの機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。

(18)乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【取り組み内容】

令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

(19)産後ケア事業

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

【取り組み内容】

助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

1-3 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備します。

1-4 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

1-5 職業生活と家庭生活との両立

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

